

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 号

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則（平成13年岩手県規則第140号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第17（第33条、第35条関係）				別表第17（第33条、第35条関係）			
地下水の基準値及び測定方法				地下水の基準値及び測定方法			
番 号	健康有害物 質の種類	基準値	測定方法	番 号	健康有害物 質の種類	基準値	測定方法
[略]				[略]			
4	6価クロム 化合物	1リットル につき6価 クロム0.05 ミリグラム	日本産業規格K0102の 65・2（日本産業規格 K0102の65・2・7を 除く。）に定める方法 （ただし、日本産業規 格K0102の65・2・6 に定める方法により塩 分の濃度の高い試料を 測定する場合にあって は、日本産業規格K 0170—7の7のa）又 はb）に定める操作を 行うものとする。）	4	6価クロム 化合物	1リットル につき6価 クロム0.02 ミリグラム	日本産業規格K0102の 65・2（日本産業規格 K0102の65・2・2 及び65・2・7を除く 。）に定める方法（た だし、次の1から3ま でに掲げる場合あつて は、それぞれ1から3 までに定めるところに よる。） 1 日本産業規格65・ 2・1に定める方法に よる場合 原則として 光路長50mmの吸収セル を用いること。 2 日本産業規格65・ 2・3、65・2・4又 は65・2・5に定める 方法による場合（日本 産業規格K0102の65・ の備考11のb）による 場合に限る。） 試料 に、その濃度が基準値 相当分（0.02mg/L） 増加するように六価ク ロム標準液を添加して 添加回収率求め、その

	<u>値が70～120%であることを確認すること。</u> <u>3 日本産業規格K0102の65・2・6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合2に定めるところによるほか、日本産業規格K0170—7の7のa)又はb)に定める操作を行うこと。</u>
[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。